（　本要領は、令和５年度予算政府案に基づくものであり、成立した予算の内容に応じて変更があり得ることに留意ください。）

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領（案）

農林水産省生産局長通知
制　　定　平成27年４月９日付け26生産第3472号
最終改正　令和５年●月●日付け●農産第●●号

第１　趣旨

米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施については、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付等要綱（平成27年４月９日付け26生産第3468号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第２　事業の実施

１　事業実施主体

（１）交付等要綱第３第１号の事業の実施主体は、需要に応じた生産・販売を行うために、次に掲げる条件全てを満たす積立てを行っている集荷業者・団体又は事業実施年度中に積立てを開始した集荷業者・団体であって、事業実施年度の前年産又は前々年産の出荷数量が200トン以上の者とする。

①　生産者等の負担による積立てであること
②　積立ての方法、用途、資金管理のルールが明確になっていること
③　別表に掲げるいずれの取組項目にも適切に活用可能であること
④　毎年度一定の積立てが維持されていること

（２）交付等要綱第３第２号の事業の実施主体は、民間団体等（民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人、認可法人、特殊法人及び学校法人をいう。）であって、次に掲げる条件のいずれかを満たす者とする。

①　米穀の生産、流通、販売、輸出等に関する知識及び人的ネットワークを有する者
②　過去に商談会やセミナー等の開催実績がある者
③　食品の製造、マーケティング等に関する知識及び人的ネットワークを有する者

２　補助対象とする取組及び経費

本事業の助成対象とする取組内容、経費、単価及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

３　非主食用販売に関する契約等

（１）事業実施主体は、別表の１の周年供給・需要拡大支援のうち非主食用への販売の取組（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年４月１日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知。以下「需要推進要領」という。）の別紙１の第２の２並びに別紙２の第２の１の（１）、（２）及び（５）の取組と同様と認められる取組をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、以下に掲げる事項を記載した非主食用の販売に関する契約（以下「非主食用販売契約」という。以下同じ。）を当該非主食用の買受事業者と締結するものとする。

なお、仲介業者が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合は、非主食用販

売契約に当該仲介事業者を含めるものとする。

①　他の用途への転用及び転売の禁止に関する事項

②　違約金その他の契約の履行を担保する措置に関する事項

（２）買受事業者は、非主食用販売契約の締結に当たり、様式第６号による誓約書を作成し、当該誓約に係る契約書の写しを添付の上、事業実施主体を経由して地方農政局長等（北海道に主たる事務所を置く事業実施主体にあっては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所を置く事業実施主体にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下各項目において同じ。）に提出するものとする。

４　事業実施計画に基づく取組の報告

（１）事業実施主体は、事業実施計画（農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める本事業の公募要領に基づき提出した事業実施計画をいい、交付等要綱第13の承認を受けた場合は、変更後の事業実施計画をいう。以下同じ。）に基づく取組の実施状況及び評価について、様式第２号により事業実施状況等報告を作成し、交付決定のあった翌年度の４月10日までに交付決定者（交付等要綱別表２の交付決定者をいう。ただし、交付決定者が農林水産大臣の場合にあっては農産局長とする。以下同じ。）へ報告するものとする。ただし、交付等要綱第19に規定する実績報告書に添付することをもって交付決定者への報告に代えることができる。

なお、別表の２の業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援の取組については、それぞれ以下のとおり報告を行うものとする。

①　業務用米等に係る商談会等の開催の取組については、様式第３号により事業成果状況報告を作成し、本事業の終了年度の翌年度から起算して３年間、報告に係る年度の翌年度６月末までに農産局長に報告するものとする。

②　米を利用した新たな商品開発等の取組については、様式第４号により事業成果状況報告を作成し、本事業の終了年度の翌年度から起算して３年間、報告に係る年度の翌年度６月末までに農産局長に報告するものとする。

③　新市場開拓用米の販売拡大の取組については、様式第５号により事業成果状況報告を作成し、本事業の終了年度の翌年度から起算して３年間、報告に係る年度の翌年度６月末までに農産局長に報告するものとする。

（２）交付決定者は、報告を受けた事業実施状況等報告又は事業成果状況報告について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとする。この際、事業実施主体は交付決定者の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

５　補助金の返還

（１）交付決定者は、事業実施計画に定められた取組が行われたと認められない場合、買受事業者が３の（２）の誓約に反して契約に係る用途以外への転用及び転売を行った場合並びに交付等要綱第23第１項の規定による交付決定の取消しがされた場合には、事業実施主体に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（２）（１）の返還については、自然災害その他事業実施主体の責めに帰さない事情により、事業実施計画に定められた取組が行われなかったこと等が確認できる場合にあっては、その対象としないことができるものとする。

６　電子情報処理組織による報告

（１）事業実施主体は、４の（１）の規定による事業実施状況等報告については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用

する方法により行うことができるものとする。ただし、システムを使用する方法により申請等を行う場合において、本要領に基づき当該申請等に添付すべきとされている書面等について、当該書面等の一部又は全部をシステム以外の方法により提出することを妨げないものとする。

（２）事業実施主体は、（１）の規定により報告を行う場合は、本要領の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

（３）事業実施主体が（２）の規定によりシステムを使用する方法により報告を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならないものとする。

第３　資金の管理

事業実施主体は、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金を他の施策・事業に係る経費と区分して管理するものとする。

第４　書類の保管

事業実施主体は、本事業に関する書類を、事業終了年度の翌年度の４月１日から起算して５年間整備保管することとする。

第５　別表の２の業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援のうち、米を利用した新たな商品開発等の取組及び新市場開拓用米の販売拡大の取組については、第１から第４までのほか、それぞれ、別記３及び別記４により実施することとする。

附　則

この要領は、平成27年４月９日から施行する。

附　則（平成28年４月１日27政統第922号）

１　この要領は、平成28年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附　則（平成28年11月30日28政統第1239号）

この要領は、平成28年11月30日から施行する。

附　則（平成29年３月31日28政統第1861号）

１　この要領は、平成29年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附　則（平成30年３月30日29政統第1932号）

１　この要領は、平成30年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附　則（平成31年３月28日30政統第1743号）

１　この要領は、平成31年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月31日元政統第1650号）
１　この要領は、令和２年４月１日から施行する。
２　この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附　則（令和２年６月16日２政統第559号）
１　この要領は、令和２年６月16日から施行する。
２　この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附　則（令和２年７月15日２政統第807号）
この要領は、令和２年７月15日から施行する。

附　則（令和２年11月６日２政統第1399号）
この要領は、令和２年11月６日から施行する。

附　則（令和３年４月１日２政統第2020号）
１　この要領は、令和３年４月１日から施行する。
２　この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附　則（令和３年８月３日３農産第504号）
１　この要領は、令和３年８月３日から施行する。
２　この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附　則（令和３年10月27日３農産第1563号）
１　この要領は、令和３年10月27日から施行する。
２　この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。ただし、この通知による改正のうち、周年供給特別支援の助成単価・補助率については、令和３年８月３日付け３農産第504号農林水産省農産局長通知による一部改正時点から適用する。

附　則（令和３年11月29日３農産第1919号）
１　この要領は、令和３年11月30日から施行する。
２　この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附　則（令和４年３月28日３農産第3717号）
１　この要領は、令和４年４月１日から施行する。
２　この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附　則（令和４年12月９日４農産第3592号）
１　この要領は、令和４年12月９日から施行する。
２　この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附　則（令和５年●月●日●農産第●●●号）

１　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

（別記３）　米を利用した新たな商品開発等の取組

１　目的

米の需要減少が継続する中で、米を利用した新たな商品開発等の取組により、米の需要を拡大・創出し、主食用米の需給ギャップ縮小に貢献することを目的とする。

２　事業の対象

本事業の対象は、米及び米加工品とする。

３　事業実施主体等

（１）本事業の事業実施主体は、第２の１の（２）に定める者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

①　本事業を行う意思及び具体的な計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有し、４の（２）の①から③までの取組を実施する者（以下「事業実施者」という。）の公募選考を行う能力を有する者であること。

②　本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間団体等の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間団体等にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

③　主たる事務所が日本国内に所在し、本事業の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

④　法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

（２）事業実施者は、米を利用した新たな商品開発等の取組を行う意思及び具体的計画並びに当該取組を的確に実施することができる能力を有する事業者とする。

４　事業の内容

本事業で支援する取組は、次のとおりとする。

（１）新商品の開発・販路開拓のための環境整備

事業実施主体は、米を利用した新商品の開発等を推進するため、次に掲げる取組の全部又は一部を行うものとする。ただし、①及び②に掲げる取組は必ず行うものとする。

①　事業実施者の公募選考の実施

（２）の①から③までの取組を実施する事業実施者の公募選考の実施（公募選考に当たっては、市場における新規性が高いと認められる新商品の開発等により、米の新たな需要創出が大きく見込まれる取組を行う事業者について、優先的に採択するものとする。）

②　米を利用した新商品に関するアイディアを募るコンテストの開催等

米の需要拡大・創出につながる新商品のアイディアを広く募るコンテストの開催及び（２）による受賞アイディアの商品化・事業化を行う事業実施者の公募選考の実施

③　新商品の開発・販路開拓のための支援

新商品の開発・販路開拓のためのマッチング会・商談会の開催、専門家による事業実施者に対する助言及び指導、米の需要拡大・創出に貢献するWEBコンテンツの作成等

（２）事業実施者による新商品の開発・販路開拓

事業実施主体は、事業実施者が行う次の①から③までに掲げる取組について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。なお、新商品とは、事業実施者がこれまで製造・販売をしていない新規性のある商品・メニュー（既存商品の原料米の切り替え、パッケージの変更や商品の形状の変更等のみを行うものを除く。）とする。

①　新商品の開発等に必要な検討・試作品の製造等

ア　検討会の開催、市場動向調査の実施

イ　試作用原料の調達

ウ　試作品（新商品の開発過程で試作したもの及び展示会等で見本・試供品として利用するために少量で製造するものをいい、有償で販売するものや、無償であっても認知度向上等を目的として相当数を配布するものは含まない。以下同じ。）の製造、パッケージの開発等

エ　成分分析、評価検討会の開催等

② 新商品の開発・製造等に必要な機器の開発・改良等
新商品の製造用機器等の開発・改良及び新たに開発・改良した機器の導入・設置
③ 新商品のプロモーション
ア ＰＲのためのパンフレット等の作成
イ 試食会等の開催、商談会等への出展
ウ テストマーケティング（不特定多数の人に対し、期間を限って試験的に新商品を有償で販売し、商品仕様、消費者の反応等を測定・分析し、本格的な製造・販売活動につなげるための事業をいう。以下同じ。）

5 補助対象経費、補助率等

（1）補助対象経費

４の（1）及び（2）の取組に係る補助対象経費及び補助率は、別表アに掲げるとおりとし、補助対象経費の経理に当たっては、４の（1）並びに（2）の①及び③に掲げる取組にあっては別表イに定める費目ごとに、４の（2）の②に掲げる取組にあっては別表イ及び別表ウに定める費目ごとに、それぞれ整理することとする。

（2）留意事項

① 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。
② 国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業による補助の対象外とする。
③ 事業実施者は、４の（2）の②に掲げる取組の実施に当たり、次の事項を留意するものとする。
ア 機器の導入及び運用に必要な資金を確実に確保すること。
イ 機器の管理に当たる責任者を配置するとともに、適正な業務執行体制を確保すること。
ウ 本事業に係る計画の内容に見合った適切な規模の機器とすること。
④ ４の（2）の②に掲げる取組で導入する機器は、原則としてリース・レンタルにより導入するものとする。
なお、既存機器の単なる更新整備については、本事業の補助の対象外とする。
また、事業実施主体は、事業実施者が４の（2）の②に掲げる取組に必要な機器を導入する場合には、事業実施者が当該機器の貸付者に対し支払う費用の一部について補助するものとする。
⑤ 米の需要拡大・創出を図る観点から、４の（2）の②に掲げる取組により機器の導入（リース・レンタル以外による導入を含む。以下同じ。）を行った場合には、当該機器の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）又は貸付期間の満了時までは、当該機器を使用することにより米を使用した商品の製造に努めることとする。
⑥ 需要の変化による売上げの減少等やむを得ない事情により、本事業により開発した新商品の製造・販売を中止する場合には、米を利用した代替商品の製造・販売に努めることとする。

6 事業の成果目標

（1）事業実施主体は、事業実施計画において、本事業に取り組む事業実施者の新商品における米の使用量の総量及び販売額の総額について成果目標を定めるものとする。
（2）成果目標の達成年度は、事業実施年度から３年後の年度とする。

7 事業の実施

（1）新商品開発等事業実施規程の作成

事業実施主体は、４の（2）の取組の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた新商品開発等事業実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、様式第７号により農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。実施規程を変更する場合も同様とする。

（2）事業の公募

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選定委員会を設置し、事業実施者を公募により採択するものとする。
公募に当たって、事業実施主体は、事業実施者に新商品の開発等に係る事業実施計画（以下「新

商品開発事業計画」という。）を提出させるものとする。

公募選定委員会は、事業実施者が３の（２）の要件に合致するか、５の（２）の留意事項を満たすか、事業実施者から提出された新商品開発事業計画が４の（２）に照らして適切であるか等について審査を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施者を公募するごとに、公募選定委員会を開催し、審査を行うものとし、審査結果（案）について、様式第８号により農産局長に提出するものとする。

８　事業の評価等

（１）事業実施主体は、事業実施者に様式第２号別添３に準じて本事業の事業実施状況等報告書を作成させ、事業実施主体に提出させた上で、これを取りまとめて、第２の４の（１）により報告するものとする。

（２）事業実施主体は、本事業終了年度の翌年度から起算して３年間、事業実施者に事業の事業成果状況報告書を作成させ、事業実施主体に提出させた上で、これを取りまとめて、第２の４の（１）の②により報告するものとする。

（３）事業実施主体は、６の（２）の目標年度の翌年度において、自ら成果目標の達成状況を評価し、様式第９号及び様式第10号により、目標年度の翌年度の７月31日までに農産局長に報告するものとする。

９　機器の管理・運営等

（１）事業実施主体は、本事業により機器の導入を行った事業実施者に対し、管理運営規程を定めさせ、適正に管理・運営を行わせるものとする。事業実施者は、当該機器の法定耐用年数の満了時（リース・レンタルによる導入の場合は、貸付期間の満了時とする。）までは、善良な管理者の注意をもって、当該機器を管理するものとする。

（２）事業実施者が本事業により購入した機器等の物品の所有権は、当該事業実施者に帰属する。

（３）事業実施者が本事業により購入した機器等の物品については、事業実施者において管理簿に登録した上で、当該物品にシールを貼るなどして、本事業による購入物品である旨を明示するものとする。

本事業により導入・設置した機器については、本体や看板等に本事業により導入・設置した旨を明示するものとする。

10　指導

農産局長は、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

11　情報の取扱い

（１）事業実施主体の職員及び公募選定委員会の委員は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお､情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

（２）事業実施主体は、事業実施者にも本条の定めを遵守させなければならない。

（３）本条の規定は本事業の完了後（交付等要綱第13に基づく事業の廃止の承認を受けた後も含む。）も有効とする。

12　特許権等の帰属

本事業を実施することにより発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）は、事業実施主体又は事業実施者に帰属するが、当該特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。ただし、国は、事業実施主体及び事業実施者の許諾を得ることなく、提出された著作物等を成果の普及等のために利用し、又は当該目的で第三者に利用させることができることとする。

なお､事業実施主体と当該事業の一部を受託する者との間における事業成果の取扱いについては、当該受託事業の開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

（１）本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく国に報告すること。

（２）国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
（３）当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、そのことに正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
（４）本事業期間中及び本事業終了後３年間において、 事業実施主体又は事業実施者は、当該特許権等を国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は第三者にその利用を許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得ること。

13　収益納付

（１）本事業に係る事業実施主体又は事業実施者が本事業の実施により相当の収益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、本事業の終了年度の翌年度から起算して３年の間、様式第11号により、各年度における収益の状況を記載した収益状況報告書を、翌年度の６月30日までに報告するものとする。また、農産局長が、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
（２）農産局長は、（１）の報告において事業実施主体又は事業実施者が相当の収益を得たと認める場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
（３）収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して３年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、本事業に対する補助金の額を限度とする。また、農産局長が､特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

別表ア

事業内容	補助対象経費	補助率
１　新商品の開発・販路開拓のための環境整備	（１）事業実施者の公募選考の実施に要する経費	定額
	（２）米を利用した新商品に関するアイディアを募るコンテストの開催等に要する経費	定額
	（３）新商品の開発・販路開拓のための支援に要する経費	定額
２　事業実施者による新商品の開発・販路開拓	（１）新商品の開発等に必要な検討・試作品の製造に要する経費	定額
	（２）新商品の開発・製造等に必要な機器の開発・改良等に要する経費	1/2 以内
	（３）新商品のプロモーションに要する経費	
	①　ＰＲのためのパンフレット等の作成	定額
	②　試食会等の開催、商談会等の出展	定額
	③　テストマーケティング	1/2以内

別表イ

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	本事業を実施するために必要な会議・商談会・イベント等の開催やテストマーケティング等を行う場合の会場借料に係る経費	
	会場設営費	本事業を実施するために必要な会議・商談会・イベント等の開催やテストマーケティング等を行う場合の設営に係る経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために必要な郵便及び運送に係る経費	・　切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために必要な事務機器、試験機器等の借上げ経費	・　別表ウに掲げるものを除く。
	印刷製本費	本事業を実施するために必要な資料等の印刷に係る経費	
	広告・宣伝費	本事業を実施するために必要なポスター・チラシ等の作成・配布等に係る経費	
	情報発信費	本事業を実施するために必要な情報発信（事業の案内や成果発信等）に係る経費	・　事業実施主体が行う場合に限る。 ・　WEB コンテンツの作成、システム管理等の WEB による情報発信の経費を含む。
	資材購入費	本事業を実施するために必要な図書及び参考文献に係る経費	・　新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	本事業を実施するために必要な試作品の製造や試験等又はテストマーケティングに使用する原材料に係る経費	・　原材料は物品受払簿で管理すること。 ・　テストマーケティングにおける原材料費の１件当たりの補助金の上限額は 100 万円とする。 ・　認知度向上等を目的として相当数を無償で配布するものは含まない。
	消耗品費	本事業を実施するために必要な次の物品に係る経費 ・　短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物 ・　CD-ROM 等の少額（３万円未満）の記録媒体 ・　試験等に用いる少額（３万円未満）の器具等	・　消耗品は物品受払簿で管理すること。
人件費		本事業に直接従事する事業実施主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理	・　積算根拠となる資料を添付すること。

		者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・　人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知。以下「人件費の適正化通知」という。）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・　人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
旅費	委員旅費	本事業を実施するために必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために必要な資料の収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に係る経費	
謝金		本事業を実施するために必要な資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼に係る経費	・　謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・　事業実施主体及び事業実施者の代表者及びこれらに従事する者に対する謝金は認めない。 ・　調査員に対する謝金は、実施する調査の種類ごとに実施方法（目的、期間、範囲、対象、調査員数等）を記載した資料を添付すること。
賃金		本事業を実施するために必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体又は事業実施者が雇用した者に対して支払う実働に応じた単価（日給又は時間給）の経費	・　賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・　雇用通知書等により本事業により雇用し又は従事したことを明らかにすること。 ・　補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 ・　実働に応じた対価以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金、各種手当）は認めない。 ・　賃金の算定に当たっては、人件費の適正化通知に定めるところにより取

			り扱うものとする。
委託費		本事業に係る補助金の交付の目的である事業の一部分の他の者（応募団体が民間企業の場合にあっては、自社を含む。）への委託に係る経費	・ 事業の委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。 ・ 新商品の開発、試作品の製造等の本事業の根幹をなす業務の全ての委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために必要で、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等に係る経費	・ 民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
備品費		本事業を実施するために必要な試験・調査備品に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・ 取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則３社以上の場合とし、該当する設備・備品を１社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。 ・ 耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・ 当該備品を別の者に使用させる場合には、使用・管理に関する契約を締結すること。
雑役務費	手数料	本事業を実施するために必要な謝金等の振込みに係る経費	
	印紙代	本事業を実施するために必要な委託の契約書に貼り付ける収入印紙(印紙税）に係る経費	
	社会保険料	本事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	本事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤に係る経費	

注１：上記の経費であっても、次に掲げる場合には、補助対象経費の対象外とする。

（１）本事業の補助を受けて作成した試作品及び販売促進資材を有償で販売した場合及び認知度向上等を目的として相当数を無償で配布した場合

（２）補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合

２：添付資料について、既に提出している資料から変更がないときは、提出済の資料の名称その他

資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別表ウ

補助対象経費（４の（２）②に掲げる事業のみ）

費目	細目	内容	注意点
事業費	整備費	本事業を実施するために必要な機器・設備の開発・改良、導入・設置等に係る経費	１　整備対象となる機器・設備については、次に掲げる要件を満たすこと。 （１）商品の製造量に見合った能力・規模を有すること。 （２）新商品開発事業計画に記載されている製造等を行うために必要なものであること。 ２　開発・改良した機器の導入・設置は、原則として、１事業者当たり１件とする（リース・レンタルによる導入を除く。）。 ３　リース・レンタルによる機器の導入・設置における補助額は、事業実施期間における貸付対象機器の貸付料×1/2以内とする。

（様式第２号）

番　　号
年　月　日

（交付決定者※）　殿

住所
団体名
代表者氏名

米穀周年供給・需要拡大支援事業の事業実施状況等報告について

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領（平成27年４月９日付け26生産第3472号農林水産省生産局長通知）第２の４の規定に基づき、様式第２号別添〇の事業実施状況等報告を作成したので報告する。

※　交付等要綱別表２の交付決定者をいう。ただし、交付決定者が農林水産大臣の場合にあっては農産局長とする。

（様式第２号別添３）

業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援
（米を利用した新たな商品開発等の取組）事業実施状況等報告

１　成果目標の進捗状況の概要

成果目標	目標値 （○○年度）	実績 （○○年度）	進捗率	取組結果及び進捗状況	備考
本事業に参加した事業実施者の新商品における米の使用量の総量	トン	トン			
本事業に参加した事業実施者の新商品における販売額の総額	円	円			

注１：達成すべき目標値については、事業実施計画（農産局長が別に定める本事業の公募要領に基づき提出した事業実施計画をいい、交付等要綱第13の承認を受けた場合は、変更後の事業実施計画をいう。）から転記すること。
２：米の使用量は、玄米等を使用する場合は精米換算（玄米重量×90.6%）して設定すること。

２　具体的な取組内容

注：取組の詳細が分かる資料を添付。ただし、事業実施計画から変更があったものに限り添付すること。

３　取組の評価

成果目標の進捗状況	
事業の実施による効果（取組の総評）	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

注１：「成果目標の進捗状況」及び「事業の実施による効果」については、可能な限り定量的に記入すること。
２：「成果目標の進捗状況」については、算出の根拠となる資料を添付すること。
３：「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」については、事業が適切に執行されたかどうかについて、その理由について記入すること。

参考添付資料

米を利用した新たな商品開発等の取組整理表

事業実施状況整理表

事項	取組主体	取組内容	参加企業・団体数	実施体制	実施時期	事業費	負担区分		完了年月日	備考
							国費補助	その他（　）		
1　事業実施主体による取組										
2　事業実施者による取組										

・事業実施者から提出のあった事業実施状況等報告書の一覧

番号	事業実施者名	商品名	備考

（様式第４号）

番　　号
年　月　日

農林水産省農産局長　殿

住所
団体名
代表者氏名

米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援
（米を利用した新たな商品開発等の取組）に係る事業成果状況報告について

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領（平成27年４月９日付け26生産第3472号農林水産省生産局長通知）第２の４の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

事業実施者から提出のあった本事業の事業成果状況報告書の一覧

番号	事業実施者名	商品名	備考

（様式第４号別添）

米を利用した新たな商品開発等の取組に係る事業成果状況報告書

番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業実施者名＿＿＿＿＿＿＿＿

１　事業の実施状況

番号	商品名	米の使用量及び販売額		備考
		目標値 （○○年度）	実績 （○○年度）	
		トン 円	トン 円	販売数量：

注１：経年により商品名を変更した場合には、後継商品名を記載し、元の商品名を括弧書により記載すること。

２：達成すべき目標値については、事業実施計画（農産局長が別に定める本事業の公募要領に基づき提出した事業実施計画をいい、交付等要綱第13の承認を受けた場合は、変更後の事業実施計画をいう。）から転記すること。

３：米の使用量は、玄米等を使用する場合は精米換算（玄米重量×90.6%）すること。

４：備考には、販売数量を記入すること。

２　事業実施の成果

区分 年度	商品名	米の使用量 及び販売額	備考
事業実施年度 （○○年度）		トン 円	販売数量：
事業実施後１年目 （○○年度）			
事業実施後２年目 （○○年度）			
事業実施後３年目 （○○年度）			

注１：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること。

２：米の使用量は、玄米等を使用する場合は精米換算（玄米重量×90.6%）すること。

３：備考には、販売数量を記入すること。

（様式第７号）

番　　号
年　月　日

農林水産省農産局長　殿

住所
団体名
代表者氏名

米を利用した新たな商品開発等の取組に係る新商品開発等事業実施規程の
（変更）承認申請について

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領（平成27年４月９日付け26生産第3472号農林水産省生産局長通知）別記３の７の（１）の規定に基づき、新商品開発等事業実施規程の承認を申請する。（※）

※　新商品開発等事業実施規程を添付すること。

（様式第８号）

番　　号
年　月　日

農林水産省農産局長　殿

住所
団体名
代表者氏名

米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援
（米を利用した新たな商品開発等の取組）に係る公募選定委員会による審査結果（案）について

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領（平成 27 年４月９日付け 26 生産第 3472 号農林水産省生産局長通知）別記３の７の（２）の規定に基づき、別添のとおり提出する。（※）

※　事業実施者による新商品の開発等に係る事業実施計画を添付すること。

（様式第９号）

番　　号
年　月　日

農林水産省農産局長　殿

住所
団体名
代表者氏名

米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援
（米を利用した新たな商品開発等の取組）に係る評価報告

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領（平成27年４月９日付け26生産第3472号農林水産省生産局長通知）別記３の８の規定に基づき、別添のとおり報告する。（※）

※　様式第10号の評価報告書を添付すること。

様式第10号

米を利用した新たな商品開発等の取組に係る評価報告書

（事業実施主体名：○○、○○年度）

事業実施者名	対象商品名	新商品における米の使用量及び販売額						事業実施者の評価	備考
		事業実施年度（○○年度）	１年目（○○年度）	２年目（○○年度）	目標年度３年目（○○年度）	目標値（○○年度）	達成率		
（株）○○	○○	○○トン	○○トン	○○トン	○○トン	○○トン	○○%		
		○○円	○○円	○○円	○○円	○○円	○○%		

目標年度における事業実施者の新商品における米の使用量の総量及び販売額の総額	○トン	○円
目標値	○トン	○円
達成率		

注：達成すべき目標値については、事業実施計画（農産局長が別に定める本事業の公募要領に基づき提出した事業実施計画をいい、交付等要綱第13の承認を受けた場合は、変更後の事業実施計画をいう。）から転記すること。

事業実施主体の評価

（様式第11号）

番　　号
年　月　日

農林水産省農産局長　殿

住所
団体名
代表者氏名

米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援
（米を利用した新たな商品開発等の取組）に係る収益状況報告書

○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定の通知があった米を利用した新たな商品開発等の取組に関する○年度の収益の状況について、米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領(平成27年４月９日付け26生産第3472号農林水産省生産局長通知)別記３の13の規定に基づき、別添のとおり報告する。（※）

（別添）
１　事業の内容

２　補助事業の実施により得られた収益の累計額
円
３　上に要する費用の総額
円
４　補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定
円
５　前年度までの収益納付額
円
６　本年度収益納付額
円

（算出根拠）

※　収益計算書等を添付すること。